

○政治倫理の確立のためのさいたま市議会議員の資産等の公開等に関する条例施行規程

平成 15 年 3 月 24 日

議会告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、政治倫理の確立のためのさいたま市議会議員の資産等の公開に関する条例(平成 15 年さいたま市条例第 43 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(資産等報告書)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する地代又は賃借料の 1 年分の額は、地代又は賃借料の報告基準日(資産等報告書に記載するべき資産等を有するかどうかを判定する基準日であって、条例第 2 条第 1 項の規定により提出される資産等報告書にあつては議員の任期開始の日、同条第 2 項の規定により提出される資産等報告書にあつては 12 月 31 日という。以下同じ。)前 1 年間分に相当する額とする。

3 条例第 2 条第 1 項第 4 号の議長が定める額は、500 万円とする。

(資産等の区分)

第 3 条 条例第 2 条第 1 項第 5 号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券、金銭信託及びその他とする。

2 条例第 2 条第 1 項第 6 号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

3 条例第 2 条第 1 項第 6 号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

4 条例第 2 条第 1 項第 6 号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

5 条例第 2 条第 1 項第 6 号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

(一部改正〔平成 19 年議会告示 2 号〕)

(資産等報告書の様式)

第 4 条 条例第 2 条第 1 項及び第 2 項の資産等報告書は、様式第 1 号によるものとする。

(所得等報告書)

第 5 条 条例第 3 条第 1 号イの議長が定める所得の金額は、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 22 号に規定する各種所得の金額(退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)の規定により、所得税法第 22 条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

(所得等報告書の様式)

第 6 条 条例第 3 条の所得等報告書は、様式第 2 号によるものとする。

2 条例第3条の規定による所得等報告書の提出は、納税申告書の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同条第1号ア又はイに掲げる金額が100万円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。

(関連会社等報告書)

第7条 条例第4条の報酬とは、金銭による給付をいう。

(関連会社等報告書の様式)

第8条 条例第4条の関連会社等報告書は、様式第3号によるものとする。

(期限の特例)

第9条 条例第5条第1項に規定する報告書の提出の期限が、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直後の休日でない日をもってその期限とみなす。

(未提出の措置)

第10条 報告書の提出期限を超過した後、未提出の者がいる場合は、議長は、期限を定めて報告書の提出を促すものとする。

(報告書の訂正)

第11条 議員は、報告書を訂正しようとする場合には、訂正届(様式第4号)を議長に提出し、訂正の箇所に認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を報告書に記載しなければならない。この場合において、訂正した部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(報告書の閲覧)

第12条 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。

2 条例第5条第2項に規定する報告書の閲覧の場所及び時間は、議長が定める。

3 報告書は、前項の場所以外の場所に持ち出すことができない。

4 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(政治倫理特別委員会の審査の申出の手続き)

第13条 条例第6条第2項に規定する審査の申出の手続きについては、さいたま市議会資産等公開審査会条例の審査の申出の手続きに関する規則(平成15年さいたま市規則第168号)の規定を準用する。

(追加〔平成17年議会告示1号〕)

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、議員の資産等の公開に関し必要な事項は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律(平成4年法律第100号)に基づく国会議員の資産等の公開の例に準じて議長が定める。

(一部改正〔平成17年議会告示1号〕)

附 則

(施行期日)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年2月10日議会告示第1号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月25日議会告示第1号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月26日議会告示第2号)

この告示中第1条の規定は平成19年9月30日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則(平成23年1月21日議会告示第1号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月17日議会告示第2号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成29年5月17日議会告示第2号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

(全部改正〔平成19年議会告示2号〕、一部改正〔平成19年議会告示2号〕)

略

様式第2号(第6条関係)

(一部改正〔平成16年議会告示1号・23年1号・2号・29年2号〕)

略

様式第3号(第8条関係)

略

様式第4号(第11条関係)

略